

令和8年度 あるこう県にいがたプロジェクト寄付対象団体 募集要領

令和8年6月

あるこう県にいがたプロジェクト事務局

新潟県健康づくり支援課

1 あるこう県にいがたプロジェクト概要

(1) 概要

本プロジェクトは、健康立県の実現に向けて、県民が運動を始めるきっかけを提供することで、運動習慣の定着と地域での健康づくり活動の活性化を図り、県全体で健康づくりを推進することを目的に実施するものです。「にいがたヘルス&スポーツマイレージ」事業で用いるスマートフォンアプリ「グッピーヘルスケア」を活用して、利用者が日々の運動や健康活動で獲得したポイントを、地域で活動する団体（寄付対象団体）への寄付につなげます。

アプリ上で利用者が応援したい団体にポイントを贈ることで、団体ごとの獲得ポイント数に応じて、民間企業からの協賛金等を原資とする寄付金が贈呈され、団体の活動に活用されます。

- (2) 「にいがたヘルス&スポーツマイレージ」事業とは
スポーツ実施率の低い働く世代・子育て世代を主な対象に、楽しみながら運動や健康づくりに取り組めるよう令和3年度から行っている事業です。



ウォーキング等の運動、スポーツイベントの参加や健康診断の受診などの健康活動の記録・管理をグッピーヘルスケアアプリ上で行うことでポイントが付与され、貯まったポイントは地域協力店舗で特典・サービスと交換できます。

さらに、本プロジェクトでは、貯まったポイントを寄付対象団体へ寄付できる仕組みを開始します。

2 寄付対象団体の募集目的

県民に新たな運動のきっかけを提供するため、運動動機の提供、健康づくり活動の活性化又は保健福祉の充実等の健康立県の実現に資する活動を行う団体を寄付対象団体として選定します。

3 応募資格

本募集への応募団体は、次に掲げる(1)～(9)の要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 新潟県内で主たる活動をしている団体であること。
- (2) 非営利を目的とする団体（又はこれに準ずる団体）であること。
- (3) 本プロジェクトの趣旨に賛同し、運動動機の提供、健康づくり活動の活性化、保健福祉の充実等の健康立県の実現に資する活動を行っていること。

- (4) 寄付金を効果的に活用できること。
- (5) 団体の活動内容及び会計状況について、適切に管理及び説明ができること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- (7) 次に掲げる事項いずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - ④ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ⑤ 自己、その属する法人、法人以外の 団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ⑦ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと、又はそのおそれがないこと。
- (9) 団体の活動内容が関係法令に違反しないこと、又はそのおそれがないこと。

4 寄付金の配分について

- (1) 寄付金の原資
配分対象額は、事務局が本プロジェクトに関連して別途確保した民間企業からの協賛金等を原資とします。
- (2) 配分方法
寄付対象団体への寄付額は、アプリ利用者が各団体に対して交換したポイント数に応じて決定します。
- (3) 寄付額の算定
各団体への寄付額は、各対象団体の交換されたポイント総数に占める各団体のポイント割合を元に、事務局が算定します。

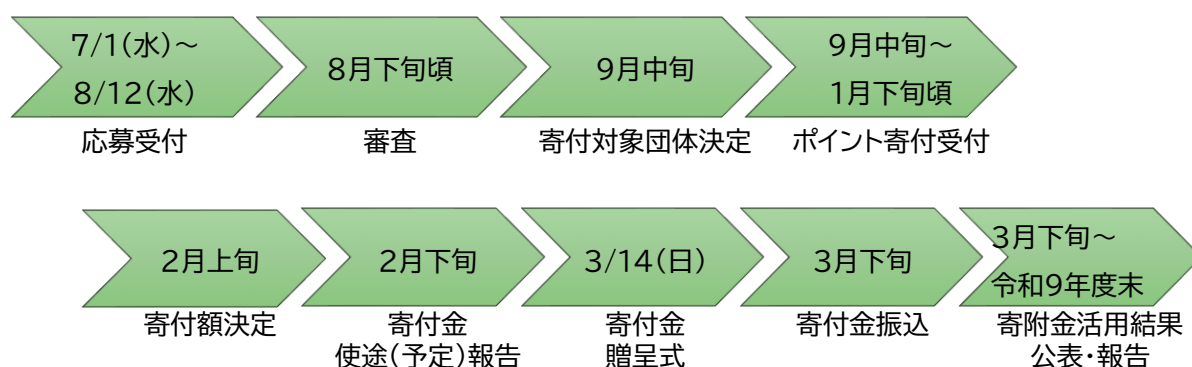
【算定イメージ】

$\text{ある団体への寄付額} = \frac{\text{当該団体の獲得ポイント数}}{\text{全団体の獲得ポイント総数}} \times \text{配分対象額}$
--

(4) その他

- ・配分対象額の総額は、協賛状況等により変動します。
- ・寄付額はポイント数に応じて変動し、必ずしも寄付収入を保証するものではありません。
- ・算定方法の詳細は必要に応じて事務局が別に定めます。
- ・利用者が各団体に対して交換したポイント数および各団体への寄付額は公表します。

5 スケジュール



※応募状況等によっては、二次募集を行う場合があります。

6 応募手続き

(1) 応募方法

提出先	あるこう県にいがたプロジェクト事務局
提出方法	メール又は郵送 【メール】 arukouken@niigata-mn.co.jp 【郵送】 〒950-1179 新潟市西区善久 772-2 新潟日報社黒埼本社内 株式会社 新潟日報メディアネット内 あるこう県にいがたプロジェクト事務局 あて
受付期間	令和8年7月1日(水)～令和8年8月12日(水) 必着

(2) 応募単位

1団体あたり1件

ただし、上位団体が応募する場合でその寄付金使途が下位団体の活動の範囲である場合は、下位団体の応募は不可

(3) 書類提出について

- ・提出資料は、メールの場合は電子データ（PDF形式）、郵送の場合はA4用紙片面印刷で作成してください。
- ・提出資料は、A4サイズを基本とします。
- ・メール提出時のファイル名は、提出資料一覧の番号および書類名を用いて例のように作成してください。例：01_(様式1)応募申請書_団体名.pdf
- ・必要に応じて、追加資料の提出および説明を求めることがあります。

【提出資料一覧】

番号	書類名	備考
01	(様式1)応募申込書	
02	(様式2)団体概要書	添付書類あり
03	(様式3)活動概要書	

【ダウンロード先】

特設サイト：<https://www.kenko-time.com/arukouken>

(4) 留意事項

- ・提出された書類は返却しません。
- ・応募後に辞退する場合は速やかに事務局に申し出てください。
- ・提出書類に不備、不足がある場合、応募を受け付けない場合があります。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合は、選定対象外とします。

7 選定審査

(1) 審査方法

本プロジェクトの寄付対象団体は、提出された書類に基づき、評価項目及び応募内容を総合的に勘案し、審査委員会において審査します。

なお、審査の過程及び評価内容に関する問い合わせには応じません。

(2) 審査項目

	評価ポイント
1	募集要領に定める応募資格を満たす適格性があること。
2	活動エリアが単一の自治会や町内会等に限定されず、広い範囲で活動していること。

3	募集目的に沿った、多くの県民に波及する幅広い活動を実施していること。
4	継続的に活動を実施できる体制及び計画性を有していること。
5	本プロジェクトの周知やアプリの利活用促進を積極的かつ効果的に行えること。

(3) 選定結果について

寄付対象団体として選定する団体は、10 団体程度を予定しています。また、選定結果は9月中旬頃に全応募団体に対して文書にて通知します。

8 寄付対象団体の遵守事項

寄付対象団体に決定した団体は、以下の事項を遵守してください。なお、寄付額が0円となった団体については、この限りではありません。

- ・寄付額決定までの間、本プロジェクト及びアプリの周知に努めること。
- ・寄付金は事業費に充当するものとし、団体の一般管理費及び組織運営に係る経費には充当しないこと。
- ・寄付金の使途(予定)については、寄付額決定通知後、別途指定する期日までに速やかに報告すること。
- ・寄付金の活用結果については、寄付金充当後速やかに、団体組織内外への情報発信媒体(HP・SNS等)で写真等を用いて公開するとともに事務局に報告すること。(なお、公開・報告期限は令和9年度末を予定に、別途指定する。)

9 選定後の留意事項

提出書類の内容に虚偽があった場合、又は本要領に反する事実が認められた場合は、選定を取り消すことがあります。また、必要に応じて追加の確認を行う場合があります。

10 問い合わせ先

あるこう県にいがたプロジェクト事務局
〒950-1179 新潟市西区善久 772-2 新潟日報社黒埼本社内
株式会社 新潟日報メディアネット
TEL : 025-383-8025 (土・日・祝日を除く 10:00~17:00)
Mail: arukouken@niigata-mn.co.jp